

建管 第 179-1号
令和 3年 5月 10日

関係各団体の長様

埼玉県国土整備部長

工事等に携わる皆さまの新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

埼玉県の国土整備行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域（重点措置区域）とする公示がなされたことを踏まえ、令和3年4月22日付建管第138-1号により本県の新型コロナウイルス感染症対策について通知したところです。

その後、1都2府1県（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

こうした状況を受けて、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付国不入企第3号、以下「国通知」という。）が国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から発出されました。

また、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を、令和3年5月31日まで延長することが決定されました。

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の現場では、下記の状況で感染するリスクが大きいことから細心の注意を払うとともに、国通知の趣旨を踏まえて適宜、適切な対応をとるようお願いします。

なお、本通知は各団体に所属する企業から、協力企業への周知も併せてお願いします。

記

1. 工事等の現場へ車両で移動する際の同乗・相乗り、
車内でのマスクを外した飲食・会話
2. 作業員宿舎の共用スペースにおけるマスクを外した飲食、会話
3. 休憩所におけるマスクを外した飲食、会話
4. 喫煙所におけるマスクを外した会話

担当 建設管理課

技術管理担当 宮澤、高木、宮崎

TEL 048-830-5201

審査・指導監督担当 藤倉、大和地

TEL 048-830-5171